市川市 マンション管理計画認定制度 申請の手引き

令和7年4月 改正版 市川市 街づくり部 街づくり整備課

目次

1	概要	- 1 ⁻
	(1)	管理計画認定制度とは1 ·
	(2)	認定を受けるメリット 1 -
2	申請	について 2 -
	(1)	申請の主な流れ 2 -
	(2)	認定基準及び添付書類(国の基準と同様) 4 -
	(3)	申請に要する費用 6 ·
	(4)	有効期限 6 -
	(5)	申請者6 -
3	認定	後の手続き 7 -
	(1)	認定の更新 7 -
	(2)	認定を受けた管理計画の変更7 - 7 -
	(ア))【変更申請に該当するもの】
	(3)	そ の他の手続き 8 -
	(ア)) 認定申請の取下げ
	(1)) 認定管理計画の取りやめ
	(ウ)) 管理状況の報告 9 -
	(I)) 改善命令 9 -
	(才)) 認定の取消し 9 -
	(カ)) その他 9 -
4	様式	集 11 ·
5	参考	- 12 -

1 概要

(1) 管理計画認定制度とは

管理計画認定制度は、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適正な管理計画を持つマンションとして、市川市から認定を受けることができる制度です。

なお、管理計画認定制度は、「マンション管理適正化推進計画」を策定した地方公共 団体において運用が可能となっており、市川市は、令和5年4月に「市川市マンション 管理適正化推進計画」を策定しています。

(2) 認定を受けるメリット

管理計画の認定を取得することで、次のような効果が期待されます。

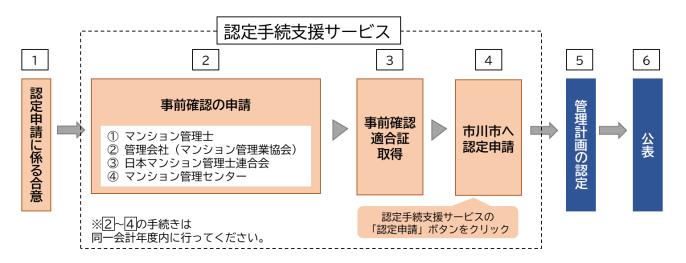
- 区分所有者のマンション管理への意識が高く保たれることにより、管理水準の維持 向上が図れる
- ・適正に管理されたマンションとして、市場において評価される
- ・適正に管理されたマンションが存在することで、立地している地域価値の維持向上 に繋がる
- ・「フラット35」及び「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の引下げ*1
- ・「マンションすまい・る債」の利率上乗せが適用される。*1
- ・特定の要件を満たすことで、マンション長寿命化促進税制により固定資産税が減税 される場合があります。*2
 - ※1:金利の引下げ等の詳細については、住宅金融支援機構に確認してください。
 - ※2:マンション長寿命化促進税制については、国土交通省のホームページをご参照ください。(P12を参照)

2 申請について

(1) 申請の主な流れ

市川市に申請する前に、(公財)マンション管理センターが実施する事前確認講習を受けたマンション管理士により、管理計画の内容確認(以下「事前確認」という。)を受ける必要があります。

事前確認から認定申請までの一連の手続きは、オンラインシステム「管理計画認定手続支援サービス」(以下「認定手続支援サービス」という。)を利用します。



1 認定申請に係る合意

認定申請を行うことについて、総会(臨時総会を含む)で決議をする

|2| 事前確認の申請

マンション管理センターへの事前確認の申請は、4つの依頼方法があります。いずれかの方法を選択してください。

- ① マンション管理士
- ② 管理会社(マンション管理業協会)
- ③ 日本マンション管理士会連合会
- ④ マンション管理センター
- ※当該団体へ直接依頼してください。

-詳細はP3参照してください

3 事前確認適合証の取得

事前確認により、管理計画が認定基準を満たしていると認められると、認定手続支援サービスを通して、事前確認適合証が(公財)マンション管理センターより発行されます。

4 市川市へ認定申請

認定手続支援サービスの「認定申請」のボタンをクリックし、市川市へ認定の申請をしてください。

5 管理計画の認定

市川市が申請内容の審査を行った後に、認定通知書等を郵送にて送付します。

6 公表

事前確認の申請時に、認定を受けた旨を公表することについて同意したマンションは、(公財)マンション管理センターの閲覧サイトで公表されます。

事前確認の申請方法(詳細)

① マンション管理士

▶ マンション管理センターが実施する事前確認講習を受けたマンション管理 士に直接依頼してください。依頼先のマンション管理士にご相談ください。 (申請マンションの管理者等及び監事、区分所有者並びに申請マンション から管理を受託している管理会社の当該マンションの担当者であるマンション管理士は、当該マンションの「事前確認」はできません。)

② 管理会社(マンション管理業協会)

▶ マンション管理業協会の「マンション管理適正評価制度」と併用した申請です。管理会社又はマンション管理業協会にご相談ください。

③ 日本マンション管理士会連合会

▶ 日本マンション管理士会連合会の「マンション管理適正化診断サービス」 と併用した申請です。日本マンション管理士会連合会にご相談ください。

④ マンション管理センター

▶ 認定手続支援サービスを通して、マンション管理センターに依頼します。 マンション管理センターにご相談ください。

※各団体の連絡先については、P12を参照ください。

(2) 認定基準及び添付書類(国の基準と同様)

	認定基準	確認対象書類	
1	管理組合の運営		
		・管理者等を選任することを決議した集会(総 会)の議事録の写し	
1	管理者等が定められていること	※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規 約の写し及びその定めるところにより管理者 が選任されたことを証する書類(理事会の議事 録の写し等)	
		・監事を置くことを決議した集会(総会)の議事録の写し	
2	監事が選任されていること	※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規 約の写し及びその定めるところにより監事が 置かれたことを証する書類(理事会の議事録の 写し等)	
3	集会が年1回以上開催されていること	・認定申請日の直近に開催された集会(総会)の議事録の写し	
2智	· 管理規約		
1	管理規約が作成されていること	・管理規約の写し	
2	マンションの適切な管理のため、管理 規約において災害等の緊急時や管理上 必要なときの専有部の立ち入り、修繕 等の履歴情報の管理等について定めら れていること	・管理規約の写し	
3	マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること	・管理規約の写し	
3	管理組合の経理		
1	管理費及び修繕積立金等について明確	・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年 度の集会において決議された管理組合の貸借 対照表及び収支計算書	
	に区分して経理が行われていること	※当該直前の事業年度がない場合には、申請日 を含む事業年度における集会において決議さ れた収支予算書	

認定基準		確認対象書類	
2	修繕積立金会計から他の会計への充当 がされていないこと	・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書	
3	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること	・当該直前の事業年度の各月において組合員が 滞納している修繕積立金の額を確認すること ができる書類 ・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年 度の集会において決議された管理組合の貸借 対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日 を含む事業年度における集会において決議さ れた収支予算書	
4	長期修繕計画の作成及び見直し等		
1	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の 内容及びこれに基づき算定された修繕 積立金額について集会にて決議されて いること	・長期修繕計画の写し ・当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した 総会の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規 約の写し及びその定めるところにより当該長 期修繕計画を作成し、又は変更したことを証す る書類	
2	長期修繕計画の作成又は見直しが7年 以内に行われていること	・長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し	
3	長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること	・長期修繕計画の写し	
4	長期修繕計画において将来の一時的な 修繕積立金の徴収を予定していないこ と	・長期修繕計画の写し	
5	長期修繕計画の計画期間全体での修繕 積立金の総額から算定された修繕積立 金の平均額が著しく低額でないこと	・長期修繕計画の写し	

	認定基準	確認対象書類	
6	長期修繕計画の計画期間 の最終年度において、借 入金の残高のない長期修 繕計画となっていること	・長期修繕計画の写し	
⑤その他			
1	管理組合がマンションの 区分所有者等への平常時 における連絡に加え、災 害等の緊急時に迅速な対 応を行うため、組合員名 簿、居住者名簿を備えて いるとともに、1年に1 回以上は内容の確認を行 っていること	・組合員名簿(区分所有者名簿)及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることを確認することができる書類(これらの名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることに関する表明保証書等)	

※詳しくは、国土交通省作成の「管理計画認定に関する事務ガイドライン」をご確認くだ さい。

(3) 申請に要する費用

市川市への申請手数料は「無料」です。

ただし、認定手続支援サービスの利用料*1や事前確認審査料*2が別途かかります

※1:(公財)マンション管理センターへお問い合わせください。

※2:事前確認依頼先へお問い合わせください。

(4) 有効期限

認定の有効期限は、5年間です。

※認定の効力を継続するためには、認定の更新申請が必要です。なお、認定の更新を 受けるため、当初の認定の有効期間が満了する前に更新の申請をした場合、有効期 間の満了日後も更新認定又は不認定の通知が届くまでの間、従前の認定は有効です。

(5) 申請者

管理計画の認定申請ができるのは、原則として市川市内の分譲マンションの管理組合の管理者等*です。

(※総会等で選任された管理者又は、管理組合法人の理事です)

3 認定後の手続き

(1) 認定の更新

認定の有効期間は認定を受けた日から5年間であり、認定の有効期間内に認定の更新 を行うことで認定の効力を継続することができます。

更新を行わない場合は、認定の効力を失います。

【申請の時期】

認定の有効期間の満了の日の1年前から認定の有効期間内

【申請の流れ・添付書類・費用等】

当初の認定申請時と同様です。(P2~3参照)

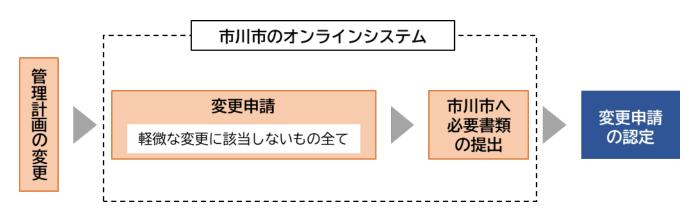
(2) 認定を受けた管理計画の変更

認定後、提出した書類の内容に変更がある場合は、変更認定を受ける必要があります。 (軽微な変更に該当しないものは全て、変更認定を受ける必要があります。)

また、変更の申請にあたっては、市川市へ直接申請(市川市のオンラインシステムを利用)する必要があります。

なお、軽微な変更に該当した場合は、手続きの必要はありません。

【申請の流れ】



(ア)【変更申請に該当するもの】

以下の「軽微な変更」に該当しないもの

- 長期修繕計画の変更のうち、次に該当するもの
 - ・修繕の内容又は実施時期の変更で、計画期間又は修繕資金計画を変更しないもの
 - ・修繕資金計画*の変更で、修繕の実施に支障を及ぼすおそれがないもの
 - ※長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及 び調達方法を記載した資金計画

- 2以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の変更 (複数回の変更で認定当初の管理者が全員管理者から外れる場合は、その時点で変更 手続きが必要です)
- 監事の変更
- 管理規約の変更で、監事の職務及び規約に掲げる次に該当しない変更
 - ・マンションの管理のために必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者 の専有部分及び規約(これに類するものを含む。)の定めにより特定の者のみが立 ち入ることができるとされた部分への立入に関する事項
 - ・マンションの点検、修繕その他マンションの維持管理に関する記録の作成及び保 管に関する事項
 - ・マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供 を要求された場合の対応に関する事項

【申請の時期】

認定を受けた管理計画に変更があったとき

【必要書類】(正本・副本各1部)

- ・変更認定申請書(省令別記様式第一号の五)
- ・当初の認定申請時の添付書類のうち変更に係るもの
- ・変更認定申請書チェックシート(正本1部のみ)

<u>申請後、市川市で審査を行い</u> 「変更認定通知書」を送付します。

【申請の費用】

市川市への申請は、無料です。

【申請の方法】

市川市のオンラインシステム(LOGOフォーム)から申請を行ってください。 URL:https://logoform.jp/form/cGft/295316

(3) その他の手続き

(ア) 認定申請の取下げ

管理者等が、認定申請、認定更新申請、変更認定申請を行った場合で、市川市の認定 を受ける前に申請を取下げようとする場合は、「認定申請の取下げ届」(様式第1号)の 正本及び副本を提出してください。

(イ) 認定管理計画の取りやめ

管理計画の認定を受けた管理者等は、認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめようとする場合は、「管理の取りやめ届」(様式第2号)の正本及び副本を提出してください。(例:管理計画が認定基準を満たさなくなった、建物を除却した等)

(ウ) 管理状況の報告

管理計画の認定を受けた管理者等は、市川市から管理計画の認定を受けたマンションの管理状況について報告を求められ、その報告を行うときは、「管理の状況に係る報告書」(様式第5号)により、報告を行ってください。

(工) 改善命令

管理計画の認定を受けた管理者等が、認定を受けた管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認められるときは、市川市より、その改善に必要な措置を命じることがあります。

改善命令を受けた場合、その報告を行うときは、「改善命令に係る報告書」(様式第7号)により、報告を行ってください。

(オ) 認定の取消し

下記の事項に該当する場合は、認定を取り消すことがあります。なお、認定を取り消した場合には、「認定取消し通知書」が送付されます。

- ・改善命令に従わないとき
- ・虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき
- ・管理計画認定マンションの「管理の取りやめ届」(様式第2号)により、認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめる申し出があったとき

(カ) その他

【報告書に関する様式】

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二に基づく助言、指導等を行った場合に必要となる様式となります。

- ・助言・指導書に係る措置内容実施報告書
- ・勧告書に係る措置内容実施報告書

【再発行に関する様式】

管理計画の認定を受けた管理者等で、認定通知書を紛失等の理由により、再発行が必要となった場合に必要となる様式となります。

・ 管理計画認定通知書の再発行申請書

【長寿命化促進税制に関する様式】

長寿命化促進税制に係る申請において、指導又は指導に係る管理者等の管理組合に係るマンションの場合に必要となる様式となります。

- ・助言・指導内容実施等証明書の基準適合事前確認書
- 助言・指導内容実施等証明申請書・証明書

※その他の長寿命化促進税制に関する証明書等の様式については、国交省のホームページをご確認ください。(P12を参照)

【申請の費用】

市川市への申請は、無料です。

【申請の方法】

市川市のオンラインシステム(LOGOフォーム)にて申請を行ってください。

URL: https://logoform.jp/form/cGft/295316

4 様式集

No.	申請内容	様式	手続き
			ページ
1	変更認定申請	変更認定申請書(省令別記様式第一号の五)	7
1		変更認定申請書チェックシート	//
2	認定申請の取下げ	認定申請の取下げ届(様式第1号)	8
3	認定管理計画の取りやめ	管理の取りやめ届 (様式第2号)	//
4	管理状況の報告	管理の状況に係る報告書(様式第5号)	9
5	改善命令の報告	改善命令に係る報告書 (様式第7号)	//
6	助言・指導書に係る報告	助言・指導書に係る措置内容実施報告書	//
7	勧告書に係る報告	勧告書に係る措置内容実施報告書	//
8	再発行	管理計画認定通知書の再発行申請書	//
	(認定通知書)		
9	助言·指導内容実施等証明	助言・指導内容実施等証明書の基準適合事前確	//
	書発行のための事前確認	認書	
10	助言·指導内容実施等証明	助言・指導内容実施等証明申請書・証明書	//
	の申請		

5 参考

①マンション管理計画認定制度相談ダイヤル

(管理計画認定制度、マンション管理適正化法など)

<一般社団法人日本マンション管理士会連合会>

TEL:03-5801-0858

受付時間:10:00~17:00 [日・祝日、年末年始を除く]

②管理計画認定手続支援サービスについて(P2)

<公益財団法人マンション管理センター>

TEL:03-6261-1274

受付時間:9:30~17:00 [土日・祝日、年末年始を除く]



(又は、管理委託している管理会社へお問い合わせください)

<一般社団法人マンション管理業協会>

T E L: 03-3500-2721

受付時間:9:00~17:00 [土日・祝日、年末年始を除く]

④マンション管理適正化診断サービスについて(P3)

<一般社団法人日本マンション管理士会連合会>

T E L:03-5801-0843

受付時間:10:00:~17:00 [土日・祝日、年末年始を除く]

⑤長寿命化促進税制について(P1・10)

<国土交通省ホームページ>

・固定資産税の特例措置について

URL:

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku house tk3 000121.html

(発行)

市川市街づくり部街づくり整備課

7272-8501

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-334-1111(代表)







